

社会保険事業状況（平成19年8月現在）

I. 医療保険

1. 総括

(1) 適用状況

平成19年8月末現在の被保険者数は、政管健保（法第3条第2項被保険者を除く。以下同じ。）1,992万1千人、法第3条第2項被保険者1万2千人、船員保険6万4千人である。前年同月と比べてみると政管健保は36万8千人（対前年同月比1.9%増）、法第3条第2項被保険者は2千人（同14.8%減）、船員保険は1千人（同2.0%減）それぞれ増減している。被保険者数の月別推移は図I-1、図I-2、図I-3のとおりである。政管健保は、平成10年3月より減少していたが、平成16年3月以降は増加傾向にある。法第3条第2項被保険者及び船員保険は減少が続いている。

また、平成19年8月末現在の政管健保適用の事業所数は156万7千（対前年同月比2.4%増）、船員保険適用の船舶所有者数は6千（同1.5%減）、平成19年7月末現在の有効な印紙購入通帳数は2千（同11.1%減）となっている。

図I-1 政管一般被保険者数の推移

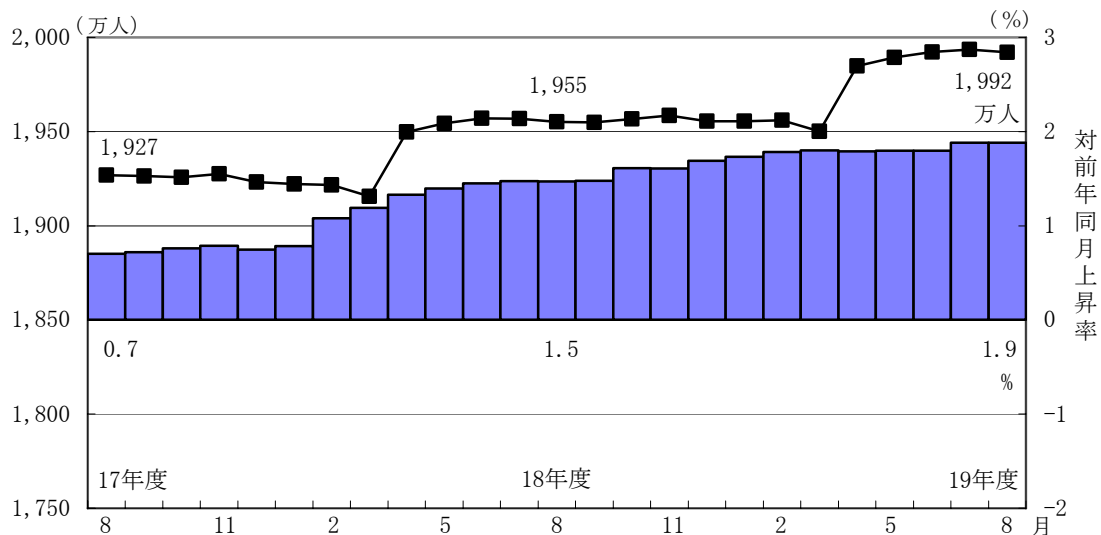


図 I - 2 法第3条第2項被保険者数の推移

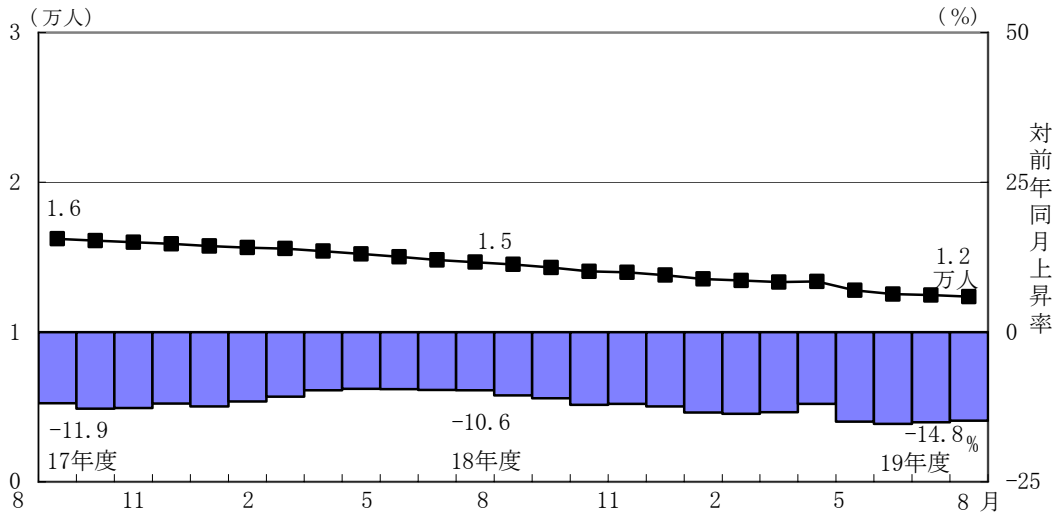
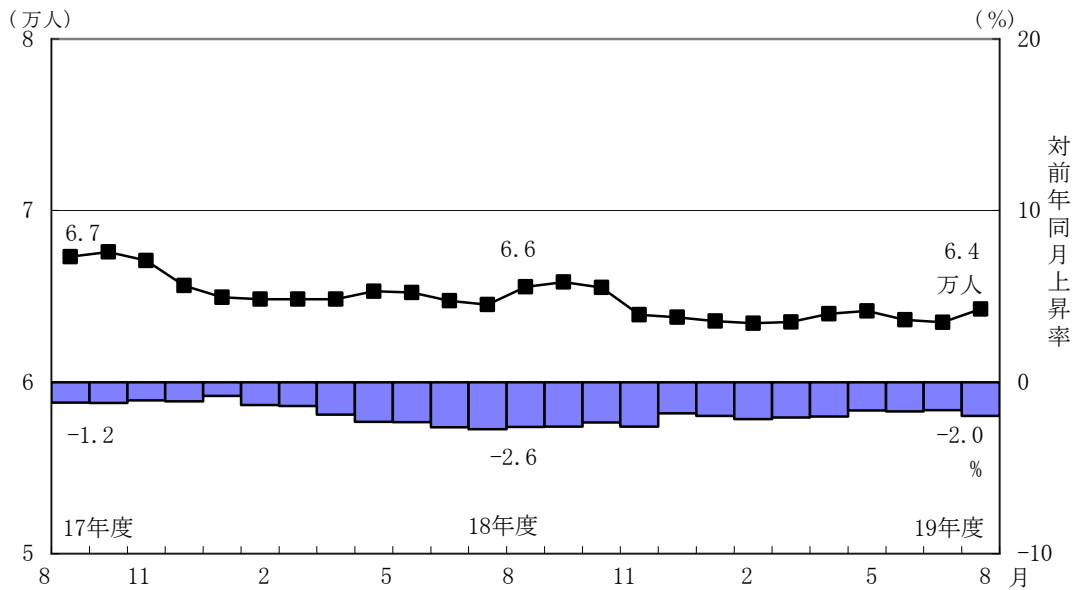


図 I - 3 船員保険被保険者数の推移



平成19年8月末現在の標準報酬月額の前平均は、政管健保28万3,911円（対前年同月比0.7%増）であり、船員保険38万4,304円（同2.2%増）である。また、法第3条第2項被保険者の平成19年7月末の賃金日額の前平均は1万4,299円（同10.4%増）である。

平成19年8月末現在の賞与の状況については、事業所数は政管健保22万1千か所、法第3条第2項被保険者19か所、船員保険の船舶所有者数1千か所となっている。被保険者数は、政管健保247万8千人、法第3条第2項被保険者208人、船員保険4千人となっており、標準賞与額の前平均は、政管健保22万5千円、法第3条第2項被保険者7万5千円、船員保険35万4千円となっ

ている。

各医療保険に加入している平成19年8月末現在の介護保険第2号被保険者数は、政管健保1,303万8千人（対前年同月比1.6%増）、法第3条第2項被保険者1万人（同24.7%減）、船員保険7万1千人（同3.5%減）である。

平成19年8月末現在の介護保険第2号被保険者の標準報酬月額 averages は、政管健保31万5,860円（対前年同月比0.5%増）、船員保険41万1,203円（同2.4%増）である。また、法第3条第2項被保険者のうち、介護保険第2号被保険者の平成19年7月末の賃金日額の平均は1万4,605円（同12.0%増）である。

(2) 給付状況

平成19年8月の保険給付費は、政管健保3,479億円（対前年同月比3.4%増）、法第3条第2項被保険者分3億6千万円（同37.7%増）、船員保険22億円（同5.7%増）である。被保険者1人当たり保険給付費は、政管健保1万8千円（同1.4%増）、法第3条第2項被保険者3万円（同62.1%増）、船員保険3万4千円（同7.8%増）である。

(3) 診療費の状況

平成19年8月の診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は、政管健保3,377億円（対前年同月比1.6%増）、法第3条第2項被保険者分1億6千万円（同23.5%減）、船員保険18億6千万円（同5.3%増）である（第I-1表参照）。

第I-1表 制度別診療費の状況(平成19年8月)

	実 数			対前年同月増加率(%)		
	件 数	日 数	診療費	件 数	日 数	診療費
政管健保	千件 20,206	千日 37,331	千万円 33,770	0.3	△ 1.4	1.6
法第3条第2項	9	23	16	△ 20.6	△ 12.9	△ 23.5
組合健保	16,504	28,749	24,879	0.5	△ 1.1	1.4
船員保険	88	180	186	△ 2.6	△ 3.3	5.3
共済組合	5,366	9,378	8,237	△ 2.3	△ 4.0	△ 1.7
小 計	42,173	75,661	67,088	0.0	△ 1.7	1.1
国 保	30,796	68,492	70,606	2.5	1.1	4.7
老人保健	20,051	61,432	75,588	△ 4.6	△ 5.4	△ 0.9
合 計	93,020	205,586	213,282	△ 0.2	△ 1.9	1.5

- (注) 1. 各制度とも審査支払機関からの報告による概数である。
 2. 診療費は患者負担分及び公費負担分を含む。
 3. 法第3条第2項被保険者には特別療養費を含む。

2. 政府管掌健康保険（一般被保険者）

(1) 適用状況

平成19年8月末現在の被保険者数1,992万1千人のうち、男子の被保険者数は1,239万8千人（対前年同月比1.6%増）、女子は752万2千人（同2.3%増）である。また、任意適用被保険者数は21万7千人（同53.3%減）で全体の1.1%である。

平成19年8月末現在の標準報酬月額の前平均は男子が32万4,918円（対前年同月比0.8%増）、女子が21万6,322円（同0.4%増）で、女子は男子の66.6%となっている。

平成19年8月末現在の被扶養者数は1,637万7千人で、扶養率は0.822である。

(2) 給付状況

平成19年8月の保険給付費は、3,479億円（対前年同月比3.4%増）となっており、うち、医療給付費は3,179億5千万円（同3.5%増）で保険給付費の91.4%を占めている。また、傷病手当金は132億1千万円で保険給付費の3.8%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は9,087円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は9,473円、高齢受給者の1人当たり診療費は33,123円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が537.74、被扶養者が597.50、高齢受給者が1,414.90であり、1件当たり日数は、被保険者が1.82日、被扶養者が1.84日、高齢受給者が2.28日であり、1日当たり診療費は、被保険者が9,302円、被扶養者が8,605円、高齢受給者が10,269円である。

1人当たり診療費の対前年上昇率を被保険者、被扶養者別に入院についてみたものが図I-4であり、入院外についてみたものが図I-5である。

図 I-4 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院:老人保健、高齢受給者を除く)

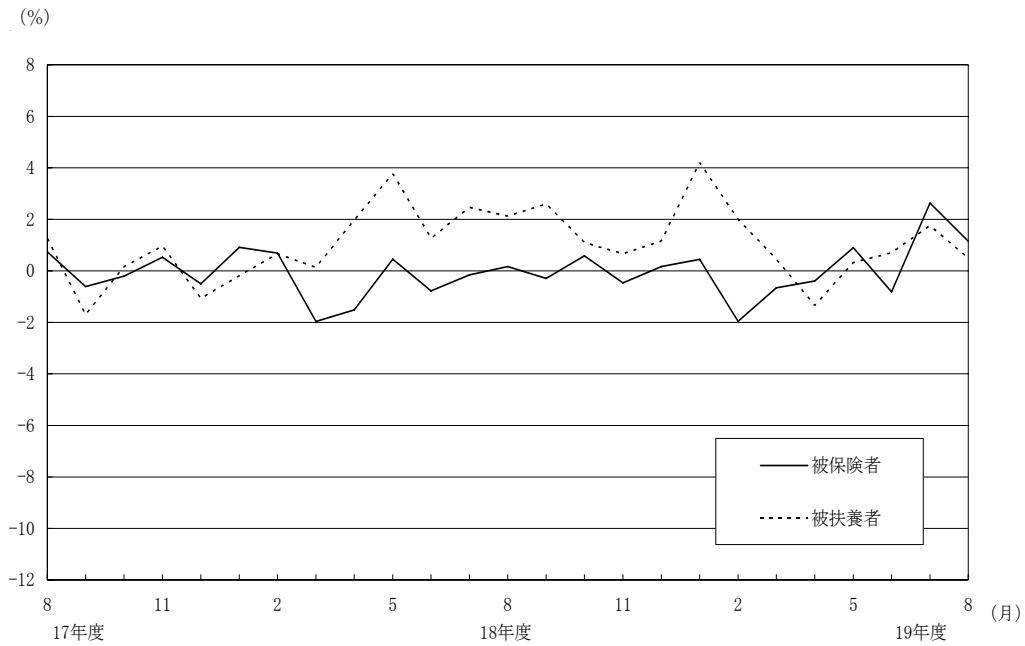
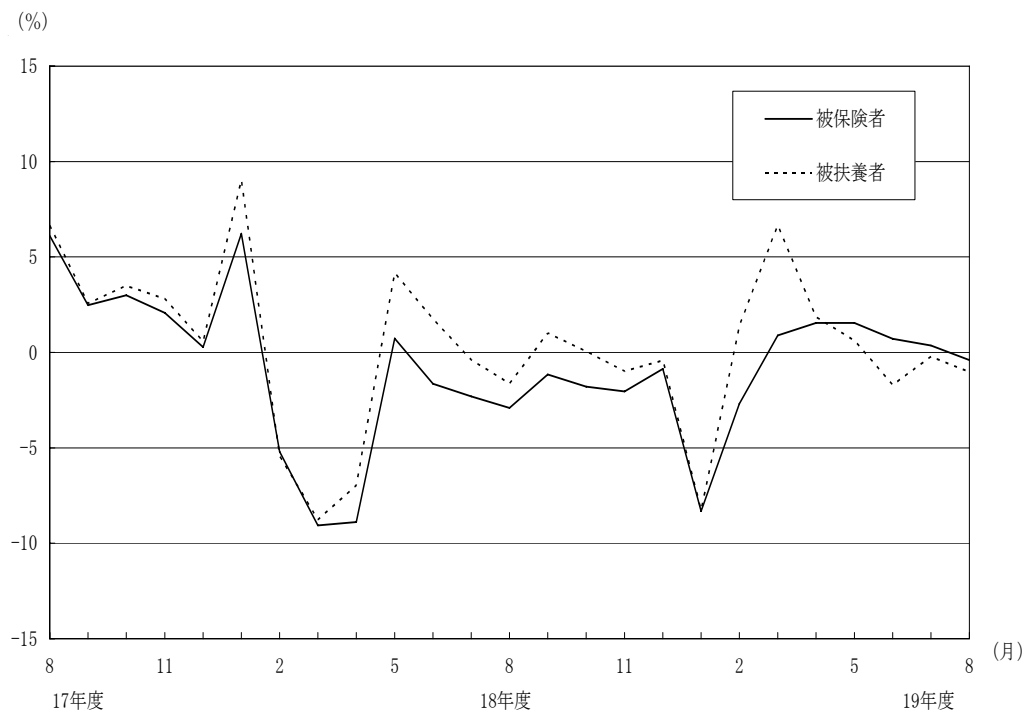


図 I-5 政管健保 1人当たり診療費の対前年同月上昇率の推移
 (入院外:老人保健、高齢受給者を除く)



3. 政府管掌健康保険（法第3条第2項被保険者）

(1) 適用状況

平成19年8月末現在の被保険者数1万2千人のうち男子は1万人（対前年同月比11.4%減）、女子は3千人（同25.8%減）である。

平成19年8月末現在の被扶養者数は8千人で、扶養率は0.685である。

(2) 給付状況

平成19年8月の保険給付費は、3億6千万円（対前年同月比37.7%増）となっており、うち、医療給付費は1億6千万円（同22.4%減）で保険給付費の44.9%を占めている。また、傷病手当金は1億9千万円で、保険給付費の54.2%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は8,873円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は5,936円、高齢受給者の1人当たり診療費は18,183円となっている。これを三要素に分解すると、受診率(千人当たり件数)は、被保険者が471.83、被扶養者が370.26、高齢受給者が771.26であり、1件当たり日数は、被保険者が2.80日、被扶養者が2.03日、高齢受給者が2.83日であり、1日当たり診療費は、被保険者が6,712円、被扶養者が7,884円、高齢受給者が8,329円である。

4. 船員保険

(1) 適用状況

平成19年8月末現在の被保険者数6万4千人を船舶種別ごとにみると汽船等が4万1千人（対前年同月比0.5%減）、漁船（い）が1千人（同0.5%増）、漁船（ろ）が1万9千人（同3.4%減）、疾病任意継続被保険者数は3千人（同11.5%減）である。

平成19年8月末現在の標準報酬月額を船舶種別ごとにみると、汽船等が41万3,632円（対前年同月比0.9%増）、漁船（い）が37万4,668円（同0.2%増）、漁船（ろ）が33万4,411円（同5.5%増）である。平成19年8月末現在の被扶養者数は9万6千人で、扶養率は1.497である。

(2) 給付状況

平成19年8月の保険給付費は、22億円（対前年同月比5.7%増）となっており、うち、医療給付費は18億2千万円（同6.1%増）で、保険給付費の82.5%を占めている。また、傷病手当金は3億1千万円で、保険給付費の14.1%を占めている。

(3) 診療費の状況

平成19年8月の被保険者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費（患者負担分、公費負担分を含む。）は12,840円、被扶養者（老人保健受給対象者及び高齢受給者を除く。）の1人当たり診療費は10,998円、高齢受給者の1人当たり診療費は35,937円となっている。これを三要素に分解すると、受診率（千人当たり件数）は、被保険者が508.27、被扶養者が605.27、高齢受給者が1,358.97であり、1件当たり日数は、被保険者が2.15日、被扶養者が1.94日、高齢受給者が2.50日であり、1日当たり診療費は、被保険者が11,744円、被扶養者が9,345円、高齢受給者が10,581円である。